（就学事務システム（就学援助）に必要とされる機能等に関する標準化基準の構成）

第二条　就学事務システム（就学援助）に必要とされる機能等に関する標準化基準は、機能要件の標準（機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し要件を規定したものをいう。以下同じ。）及び帳票要件の標準（機能等のうち電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を出力する書面の様式に関し要件を規定したものをいう。以下同じ。）で構成するものとする。

（機能要件の標準）

第三条　就学事務システム（就学援助）の機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分（地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能、地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能又は地方公共団体情報システムに実装してはならない機能の別をいう。以下同じ。）及び適合基準日（地方公共団体の就学事務システム（就学援助）が、その日までに標準化基準に適合していなければならない日をいう。以下同じ。）については文部科学大臣が告示で定める。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十九条の規定による援助（第三号において「就学援助」という。）の対象となる者の認定の申請に係る情報の管理に係る機能を備えること。

二　前号の認定の申請に係る審査に必要な機能を備えること。

三　通知書（申請者（第一号の認定の申請を行った者をいう。第六号において同じ。）に前号の審査の結果その他の就学援助費（就学援助として支給される費用をいう。次号において同じ。）の支給に関し必要な事項の通知を行うために交付する文書をいう。）の交付に係る機能を備えること。

四　就学援助費の支給に係る機能を備えること。

五　学校教育法第十九条に規定する就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の属する世帯の情報及びその異動に係る情報の管理に係る機能を備えること。

六　申請者に関する情報を集計する機能及び一覧表により出力する機能を有すること。

七　前各号に掲げるもののほか、文部科学大臣が告示で定める機能を備えること。

（帳票要件の標準）

第四条　就学事務システム（就学援助）の帳票要件の標準は、次に掲げる書面の様式を出力する機能を備えるものとし、その様式及び細目並びに実装区分及び適合基準日については文部科学大臣が告示で定める。

一　就学援助費認定通知書
二　就学援助費認定通知書（平仮名表記）
三　就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書
四　就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書（平仮名表記）
五　就学援助費否認定通知書
六　就学援助費否認定通知書（平仮名表記）
七　就学援助費保留通知書
八　就学援助費保留通知書（平仮名表記）
九　就学援助費認定取消通知書
十　就学援助費認定取消通知書（平仮名表記）
十一　就学援助費支給通知書（個人単位）
十二　就学援助費支給通知書（個人単位）（平仮名表記）
十三　就学援助費支給通知書（世帯単位）
十四　就学援助費支給通知書（世帯単位）（平仮名表記）
十五　就学援助費認定通知書（葉書）
十六　就学援助費認定通知書（葉書）（平仮名表記）
十七　就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書（葉書）
十八　就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書（葉書）（平仮名表記）
十九　就学援助費否認定通知書（葉書）
二十　就学援助費否認定通知書（葉書）（平仮名表記）
二十一　その他文部科学大臣が告示で定める帳票

（標準化基準への適合）

第五条　地方公共団体の就学事務システム（就学援助）は、適合基準日以降引き続き標準化基準に適合することを要するものとする。

（就学事務システム（就学援助）に実装してはならない機能）

第六条　就学事務システム（就学援助）には、第三条及び第四条の規定に基づく告示に実装してはならない機能として定めるもの並びに第三条及び第四条の規定及びこれらの規定に基づく告示に定める機能以外のものは、実装してはならないものとする。